



【照会先】

郡山労働基準監督署
副署長 葛西 翠
第一方面主任監督官 村上 航
電話 024-922-1370

最低賃金法及び労働基準法違反被疑事件を書類送検

—労働者3名に対する賃金及び休業手当不払いの疑い—

郡山労働基準監督署（署長 齋藤 勝）は、本日、下記の最低賃金法及び労働基準法違反被疑事件を郡山区検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 株式会社^{だいしょう}DAISHOW

所在地：福島県郡山市富久山町久保田字石堂 67 番地の 5
パークサイドビル 401 号

事業内容：建設業

(2) 同社代表取締役 A (31 歳・男性)

2 事件の概要

株式会社 DAISHOW の代表取締役 A は、福島県最低賃金（※）の適用を受ける同社の労働者 1 名に対し、令和 3 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間における賃金について、所定支払日にその全額を支払わず、その結果、最低賃金法で定める福島県最低賃金以上の金額で賃金を支払わなかった疑い。

また、同社の代表取締役 A は、同社の労働者 2 名を、令和 3 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間、及び同年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、使用者の責に帰すべき事由により休業させたにもかかわらず、それぞれの所定支払日に、平均賃金の 100 分の 60 以上の休業手当を支払わなかった疑い。

（※）当時の福島県最低賃金額は、次のとおり定められていた。

時間額 800 円（令和 2 年 10 月 2 日から令和 3 年 9 月 30 日まで）

3 被疑条文（別紙「関係法令」参照）

(1) 被疑者 株式会社 DAISHOW

最低賃金法 第 4 条第 1 項

同 法 第 40 条（罰則）

同 法 第 42 条 (兩罰規定)
労働基準法 第 26 条第 1 項 (休業手当)
同 法 第 120 条 第 1 号 (罰則)
同 法 第 121 条 第 1 項 (兩罰規定)

(2) 被疑者 代表取締役 A

最低賃金法 第 4 条第 1 項
同 法 第 40 条 (罰則)
同 法 第 42 条 (兩罰規定)
労働基準法 第 26 条第 1 項 (休業手当)
同 法 第 120 条 第 1 号 (罰則)

4 参考資料

別紙 関係法令

関係法令

＜最低賃金法＞

第 4 条（最低賃金の効力）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第 2 項～第 4 項 略）

第 40 条（罰則）

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

第 42 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

＜労働基準法＞

第 26 条（休業手当）

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない。

第 120 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条…（中略）…、第 23 条から第 27 条まで、…（中略）…の規定に違反した者
- 二 （以下略）

第 121 条（両罰規定）

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

（第 2 項 略）